

令和7年度第3回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和7年6月20日(金) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合曾於支所大崎連絡所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員
5番 ○○委員, 6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員
, 9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員
6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員
10番 ○○委員, 11番 ○○委員

計 21 名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

5/23(金) 第32回通常総代会(曾於市)

令和7年度曾於地域農業改良普及推進協議会(曾於市)

令和7年度曾於地域農政推進会議総会(曾於市)

令和7年度曾於地域畑地かんがい営農推進本部総会(曾於市)

5/28~29 令和7年度全国農業委員会会長大会(東京都)
(水・木)

6/2(月) 令和7年度大崎町担い手育成総合支援協議会総会

6/5(木) 6月定例常設審議委員会, 第108回通常総会(鹿児島市)

- 開 議 第1. 会議録署名委員の指名(7番 ○○○○委員, 8番 ○○○○委員)
第2. 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4. 議案第15号 非農地証明願による申請について
第5. 議案第16号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
第6. 議案第17号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の
指名について

その他

開 議

事務局長 ただいまから令和7年度第3回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは会長から挨拶と経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。梅雨期といいましても、日七日、雨七日、風七日と本当に気まぐれな天候に左右されながら、日々それぞれのお仕事に奮闘されていることと思います。今月より農地パトロールが始まります。まだまだ梅雨時期でありますの

で、ぬかるんで草で見えにくい土手などもありますので、足元など十分に気をつけて無理のないように調査していただき、こまめな水分補給をしっかりとて、熱中症対策にも十分にご配慮ください。それでは、経過報告をいたします。5月23日、第32回通常総代会、令和7年度曾於地域農業改良普及推進協議会、令和7年度曾於地域農政推進会議総会、令和7年度曾於畑地かんがい営農推進本部総会（曾於市）、5月28日から29日、令和7年度全国農業委員会会長大会（東京都）、6月2日、令和7年度大崎町担い手育成総合支援協議会総会、6月5日、6月定例常設審議委員会、第108回通常総会（鹿児島市）以上の会議に出席して参りました。それでは、開議にはいります。まず、会議録署名委員の指名を行います。7番〇〇〇〇委員、8番〇〇〇〇委員をお願いします。本日は、議案第13号から議案第17号までを議題といたします。開けていただきまして、1ページ総会審議内訳表でございます。許可区分申請件数のみ読み上げます。3条8件、5条3件、非農地1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定29件、合計41件でございます。2ページ、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。3ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 はい。第3条申請、審議審議番号1番について、調査結果を報告いたします。まず申請人ですが、渡し人は〇〇地区の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんで認定農業者ではございません。主な経営作物は、露地野菜です。申請地は、假宿字給分堀〇〇〇〇 畑 1筆 548㎡です。申請理由は、譲渡人の農業廃止に伴い、要望により譲渡人が農地を自家消費用に取得するものです。次に調査内容について報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴10年とあります。機械保有は、トラクター1台、軽トラック1台、ダンプ1台と十分です。通作距離は、自宅から3km、車で10分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等への参加については協力しますとのことでした。経営面積が3000㎡未満ですが、営農計画書の提出により、露地野菜を作付けすると報告を受けています。この申請につきましては、先月の総会でも上がった案件で申請内容に不備がございまして、保留ということで引き続き調査してまいりました。その後申請書の内容について一部修正がございました。その他です。ね3000㎡未満ということで営農計画書を添付して出されています。なおかつ確約書も出されておりまして、会長宛に「今般の農地法第3条の規定による許可申請をするに当たりまして、農地法第3条の趣旨をよく理解し、下記農地については適正な状態に保全管理、農地として耕作することを確認いたします。」という確約書が添付されております。尚且つ農地の金額につきましては、不動産屋が紹介したということで、ご本人は適正な金額と思っておりますということでございました。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議 委 議	長 員 長	審議番号1番について、何かご質問はありませんか。 なし。
		なしということであります。審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
		（挙手）
委 議	員 長	挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2

番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号2番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんで、認定農業者です。主な経営作物は、牧草です。牛を250頭飼育しているということでした。申請地は、井俣字牧〇〇〇〇 畑 他1筆 6,585 m²です。申請理由は譲渡人の労力不足により、譲受人が経営規模拡大するものです。次に、調査内容についてご報告いたします。第1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻、子供2人、合計4名です。農作業技術力は農作業歴50年とあります。機械保有はトラクター3台、トラック2台、シャベル2台です。通作距離は自宅から1.5kmで車で約5分です。4号の農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号2番につきましては、許可といたします。審議番号3番の報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号3番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇市の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻、牧草です。申請地は、神領字前牟田〇〇〇〇 田 他6筆 4,334 m²です。申請理由は、譲渡人が贈与を行い、譲受人が受贈するものです。〇〇市の〇〇町、〇〇〇〇の近くということので地図が添付されておりまして、尋ねつくかなと思いながら、雑談で農林振興課の職員と話をしていたら申請人の〇〇〇〇さんの旦那さんがですね、〇〇の会社に勤めていうことで、〇〇市まで行かなくて済みました。ちょっとそういう情報をですね事前に教えていただければ、危ないところで〇〇の〇〇町まで行かなきゃいけないところでしたけれども大変助かりました。また、〇〇さんの旦那さんは私の水田の近くで、水田をやはり耕作されてる方でした。よって旦那さんに聞き取りをいたしました。それでは調査内容について報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人と夫の2名です。農作業技術力は農作業歴20年とあります。機械の保有は、トラクター1台、軽トラック1台です。通作距離は自宅から25kmで、車で40分と住所からすればそういう話になるんですが、奥さんの実家が〇〇にございまして、もう空き家になっておりますが、そこにトラクター、農機具等は全て置いてあって、農作業をするときには田中の集落からすぐ5分ぐらいのところ田んぼがありますので、そういうことでご理解いただければというふうに思います。4号農作業常時従事要件ですが、150以上の作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業についてはかねてから積極的に参加されております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審

議よろしく願いをいたします。

議 長 審議番号3番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号3番につきましては、許可といたします。審議番号4番の報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号4番について調査結果を報告します。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農家ではありません。主な経営作物は、水稻、甘藷、牧草です。牛の方も4頭飼育しています。申請地は、永吉字大迫〇〇〇〇 畑 他7筆 14,062 m²です。申請理由は、譲渡人が贈与を行い、譲受人が受贈するものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴50年とあります。機械保有は、トラクター3台、耕運機1台、田植機1台、トラック1台です。通作距離は、自宅から2km、車で10分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地への集団化の影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 審議番号4番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号4番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号4番につきましては、許可といたします。審議番号5番の報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号5番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではございません。主な経営作物は、水稻、露地野菜です。申請地は、永吉字濱沖〇〇〇〇 田 他1筆 1,833 m²です。申請理由は、譲渡人の労力不足により譲受人が経営規模拡大をするものです。次に、調査内容について報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人の1名です。農作業技術力は農作業歴10年とあります。農機具については、奥さんの実家の農作業を普段から手伝っており実家から借りるということでした。通作距離は自宅から7kmで、車で約10分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上、農作業に従事するに従事すると認められます。6号地域との調和要件ですけれども農地の集団化への影響はございません。水利作業等への参加については協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号5番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号5番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号5番につきましては、許可といたします。審議番号6番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号6番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではございません。主な経営作物は水稻です。〇〇さんですね、以前、水稻の大規模農家のところで主に圃場の管理をされていた感じで、ずっと水稻を作ってらっしゃったんですけど、そこを退職されて、今回自分で始めるというようなことをございました。ということで水稻の作付については、ベテランということをございます。主な経営作物は、水稻です。申請地は、横瀬字大領丸〇〇〇〇 田 他1筆 2,156 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大するものです。次に、調査内容について報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴18年とあります。機械保有は、トラクター1台、田植機1台、トラック1台です。通作距離は自宅から6kmで、車で約10分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業への参加については協力しますとのことでした。今回の申請につきましては、まだ3,000 m²未満ということで、営農計画書は添付しております。また今年からこの他にも借受予定地を5～6反は見つけているということで、この他に5～6反プラスして水田を作られる計画ということで聞いております。経営は1人ということですがけれども、娘夫婦等と一緒に作業してくれるというようなことも聞いております。以上のことから農地法第3条2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 審議番号6番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号6番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号6番につきましては、許可といたします。審議番号7番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号7番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇市の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は水稻、マンゴーです。申請地は、神領字小牧〇〇〇〇 畑 1筆 1,936 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。譲渡の金額200万円は、ハウス込みの金額だそうです。次に、調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、姉、甥の子の3名です。農作業技術力は、農作業歴20年とあります。機械保有は、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台です。通作距離は、自宅から20kmで、車で30分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、

農地の集団化への影響はありません。水利作業との参加については、協力しますとのことでした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号7番について、何かご質問はありませんか。〇〇委員お願いします。
〇〇委員 ハウスの中に立派なマンゴーがいっぱい入ってるんですが、あれも200万の中に入ってるんでしょう。

〇〇委員 入っています全部。

〇〇委員 はい、わかりました。

議長 他にございませんか。よろしいでしょうか？それでは審議番号7番について、許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号7番につきましては、許可といたします。審議番号8番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号8番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇町の〇〇〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、大根です。父の〇〇〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇 〇〇〇〇の〇〇〇〇をしております、申請者の〇〇〇〇さんも働いておりますが、今回は個人での申請となります。申請地は、永吉字岩崎段〇〇〇〇 畑 1筆 11,269 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に、調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、父、母、弟の4名です。なお作業技術力は農作業歴8年とあります。トラクターやトラック等は、必要により〇〇〇〇〇〇さんから借りるそうです。通作距離は、自宅から0.9 kmで、車で2分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号8番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号8番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号8番につきましては、許可といたします。5ページ、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。6ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第5条申請、審議番号1番について、調査報告結果を報告いたします。受け人は、〇〇市の〇〇〇〇〇〇さんです。渡し人は、〇〇地区の〇〇〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町假宿字給分堀〇〇〇〇 畑 1筆 547 m²で、場所は、現地調査資料の1-1から2をご覧ください。申請目的は、一般住宅です。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第1種農地の集落接続施設と判断いたしました。生活排水は、下水道。雨水は、側溝放流。土砂の流出防止対策として、ブロックと盛り土を50 cmぐらいするとのことでした。日照通風ですが、周辺に農地はなく、平屋なので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、事業着手前に

説明するとのことでしたので、確実に行うように伝えてあります。通路は、道路に面しているため、問題ありません。資力は、資金証明書等で確認済みです。信用は、問題なし。500 m²を超えているのですが、47 m²を分筆しても使い道がないことと、10%以内なので問題ないとなりました。以上のことから、特段の問題はないと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第5条申請、審議番号2番について、調査結果を報告します。受け人は、〇〇市の〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町野方字二松〇〇〇〇 畑 1筆 1,747 m²で、場所は、現地資料の2-1から2をご覧ください。申請目的は、木材・資材置場です。それでは許可判定について説明します。農地区分は、第1種農地。雨水は自然流下。日照・通風ですが、3ヶ月ぐらいの一時転用ということで、特に問題はないです。隣接性の所有者の説明は、説明済みとのことでした。通路は、道路に運営しているため問題ありません。資力は、資金証明書で確認済みです。信用は、問題ありません。一時転用後の農地復元確約書は添付されています。一応、鉄板20枚ぐらいは敷くということで、言われてました。場所につきましては、森林法で伐採届を提出しております。以上のことから、特段の問題はないと判断し、調査員一同許可相当と判断しました。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号2番については、許可といたします。審議番号3番の調査報告を事務局をお願いします。

〇〇〇〇 はい。第5条申請、審議番号3番について令和7年2月総会時に審議しました農振除外案件のため、事務局より調査結果を説明いたします。譲受人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町菱田字大久保〇〇〇〇 畑 他1筆 549 m²で、場所は現地調査資料の3-1から2をご覧ください。申請目的は、一般住宅です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第1種農地の集落接続施設と判断いたしました。続いて一般基準です。生活排水は、合併浄化槽です。雨水は、側溝放流です。土砂の流出対策として、境界にブロックを設けるため問題はありません。日照・通風ですが農地の境界に3m緩衝地を設けるため問題はありません。隣接地の所有者への説明は説明済みとのことでした。通路は、道路に面しているため問題ありません。主力は、資金証明等で確認済みです。信用は、特に問題ございません。なお補足説明としまして

農振除外については、令和7年6月13日付認可が下りております。また農振除外の申請人は、〇〇〇〇さんでしたが、転用申請人である〇〇〇〇さんとはご夫婦の関係で、資金調達の関係や転用許可後の所有権移転手続きの関係上、転用申請は〇〇〇〇さんで申請がありました。そのため、鹿児島県農村振興課に農振除外との申請人の差異について見解を伺ったところ、他市町村でも類似の案件があり、転用する目的を達成するに問題なければ審議するに差し支えないとの回答でした。このことから、申請人が変わった経緯や親戚同士の関係性がわかる書類の提出を依頼し、確認いたしました。そのため、本審議に至りました。以上のことから、特段の問題はないと判断され、調査員一同許可相当と判断されました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

- | | | |
|------|---|--|
| 議 | 長 | 審議番号3番について、何かご質問はありませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | なしということであります。審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。 |
| 委 | 員 | (挙手) |
| 議 | 長 | 挙手多数。よって審議番号3番については、許可といたします。7ページ、議案第15号「非農地証明願による申請について」を議題といたします。8ページ、審議番号1番について審議いたします。参考資料といたしまして別紙資料3、非農地申請位置図をご覧ください。何かご質問はありませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。 |
| 委 | 員 | (挙手) |
| 議 | 長 | 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。9ページ、議案第16号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題といたします。10ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表でございます。事務局の説明をお願いします。 |
| 〇〇〇〇 | | 議案第16号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」、10ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和7年9月1日、期間は10年です。中間管理権の設定面積は、田が15,960㎡、畑が177,859㎡、計193,819㎡でございます。11ページから14ページが内訳です。資料4、農用地利用集積等促進計画(案)参考(法人関係)をご覧ください。今回審議していただく法人の状況を簡単に記載しています。審議のご参考にさせていただきたいと思います。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。 |
| 議 | 長 | 11ページ、12ページ、連番1番、2番、連番13番、14番、連番35番、36番、37番、38番を除いて、連番42番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | それでは、ただいまの案件を許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。 |
| 委 | 員 | (挙手) |
| 議 | 長 | 挙手多数。よって、ただいまの案件は許可といたします。13ページ、14ページ、連番43番から連番65番、66番、67番、68番、69番、70番を除いて、連番73番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。 |

委員 なし。

議長 なしということであります。ただいまの案件を許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、ただいまの案件は許可といたします。11 ページにお戻りください。連番 1 番, 2 番は, ○○委員の案件でありますので, ○○委員の退席をお願いします。

(○○委員退席)

議長 連番 1 番, 2 番について何かご質問ありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは, 連番 1 番, 2 番を許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって連番 1 番, 2 番は, 許可といたします。

(○○委員着席)

議長 連番 13 番, 14 番は, ○○委員の案件でありますので, ○○委員の退席をお願いします。

(○○委員退席)

議長 連番 13 番, 14 番について, 何か質問はございませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは連番 13 番, 14 番を許可しても良いと思われる方の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって連番 13 番, 14 番は, 許可といたします。

(○○委員着席)

議長 12 ページ, 連番 35 番から連番 38 番までと, 14 ページ, 連番 65 番から連番 70 番までは, ○○委員の案件でありますので, ○○委員の退席をお願いします。

(○○委員退席)

議長 それでは 12 ページ, 連番 35 番から連番 38 番までと, 14 ページ, 連番 65 番から連番 70 番までについて, 一括して審議いたします。何かご質問ありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それではただいまの案件につきまして, 許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって, ただいまの案件は許可といたします。

(○○委員着席)

議長 15 ページ, 議案第 17 号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について」を議題といたします。16 ページ, 事務局の説明をお願いします。

○○○○ 議案第 17 号, 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名です。今回のあっせんにつきましては, 3 件とも○○○○さん所有の農地を相続されたもので, あっせん農地も接近している事案です。また 1 番の○○○○さんが代表して対応しますとということで, そこで 3 件ではありますが, 1 名の委員にお願いしたいと思います。1 番 ○○○○ 假宿字千鳥○○○○ 田 1,001 m² 他 1 筆 計

1,230 m², 2番 ○○○○ 假宿字七社下○○○○ 田 957 m², 3番 ○○○○
假宿字天ヶ城○○○○ 田 735 m², 3件とも○○委員にお願いします。2年程前
から管理していないため、荒れている状況です。売買希望ですが、売買が難しい場
合は賃借でも構わないということです。

議 長 はい。○○委員，よろしくお願いします。最後のページになります。休会中の報
告，あっせん関係でございます。事務局の説明をお願いします。

○○○○ 休会中の報告についてです。空いているのは1番です。

議 長 はい。○○委員幹旋状況の報告をお願いします。

○○委員 はい。貸借の方で○○○○さんに幹旋予定です。

議 長 はい。ありがとうございます。その他，ご意見ご質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 以上をもちまして，令和7年度第3回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたし
ます。ご協力ありがとうございました。

議 長

7 番委員

8 番委員